改定対比表

対象文書: 調-021 外注加工取引要領
契機: 下請法の改正(取適法の施行)

案件番号 RV-2026-0001
施行予定日 2026/12/01

条項	現行	改定後	改定理由
第1条 目的	本要領は、当社が部品の加工、組立てその他の作業を外部の事業者に委託する取引(以下「外注加工」という。)について基本的な事項を定め、品質と納期を確保するとともに、下請代金支払遅延等防止法(以下「下請法」という。)を遵守することを目的とする。	本要領は、当社が部品の加工、組立てその他の作業を外部の事業者に委託する取引(以下「外注加工」という。)について基本的な事項を定め、品質と納期を確保するとともに、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律(以下「取適法」という。)を遵守することを目的とする。	根拠法令を「下請代金支払遅延等防止法」から「取適法」に改定しました。
第3条 定義	本要領において「外注先」とは、当社から外注加工を受託する事業者をいう。 2 本要領において「親事業者」とは下請法第2条第7項に定める事業者をいい、同項に該当する場合の当社をいう。 3 本要領において「下請事業者」とは下請法第2条第8項に定める事業者をいい、資本金の額または出資の総額により判定する。 4 本要領において「下請代金」とは、当社が下請事業者の給付に対し支払うべき代金をいう。	本要領において「外注先」とは、当社から外注加工を受託する事業者をいう。 2 本要領において「委託事業者」とは取適法第2条に定める事業者をいい、同条に該当する場合の当社をいう。 3 本要領において「中小受託事業者」とは取適法第2条に定める事業者をいい、資本金の額若しくは出資の総額または常時使用する従業員の数により判定する。 4 本要領において「製造委託等代金」とは、当社が中小受託事業者の給付に対し支払うべき代金をいう。	法改正に伴う定義規定の更新、および判定基準に従業員数基準を追加しました。
第4条 所管	本要領の所管部署は調達部 購買課とする。 2 下請法の解釈および適用に関する判断は、管理本部 総務法務課が行う。	本要領の所管部署は調達部 購買課とする。 2 取適法の解釈および適用に関する判断は、管理本部 総務法務課が行う。	法改正に伴い、法令略称を「下請法」から「取適法」へ変更しました。
第5条 基本方針	外注加工にあたっては、外注先との公正な取引を旨とし、品質・納期・価格を総合的に考慮して発注する。 2 当社が親事業者となる取引においては、第5章の定めを厳守し、下請事業者の利益を不当に害してはならない。	外注加工にあたっては、外注先との公正な取引を旨とし、品質・納期・価格を総合的に考慮して発注する。 2 当社が委託事業者となる取引においては、第5章の定めを厳守し、中小受託事業者の利益を不当に害してはならない。	法改正に伴い、「親事業者」を「委託事業者」へ、「下請事業者」を「中小受託事業者」へ変更しました。

条項	現行	改定後	改定理由
第8条 下請事業者該当性の確認	調達部 購買課は、取引口座の開設にあたり、書式「下請取引該当性チェックシート」により、外注先が下請事業者に該当するか否かを確認する。 2 前項の確認は、外注先の資本金の額に基づいて行い、登記事項証明書で確かめる。 3 判断に疑義があるときは、管理本部 総務法務課に照会する。	調達部 購買課は、取引口座の開設にあたり、書式「取引該当性チェックシート」により、外注先が中小受託事業者に該当するか否かを確認する。 2 前項の確認は、外注先の資本金の額または従業員数に基づいて行い、登記事項証明書等で確かめる。 3 判断に疑義があるときは、管理本部 総務法務課に照会する。	用語変更に加え、該当性の判定基準に従業員数基準を追加しました。
第12条 注文書の交付	当社が親事業者となる取引については、発注の都度、直ちに、下請法第3条に定める書面(以下「3条書面」という。)を下請事業者に交付する。 2 3条書面は、書式「注文書(外注加工)」を用いて作成する。 3 3条書面を電子メールその他の電磁的方法で提供するときは、あらかじめ下請事業者の承諾を得なければならない。	当社が委託事業者となる取引については、発注の都度、直ちに、取適法第3条に定める書面(以下「3条書面」という。)を中小受託事業者に交付する。 2 3条書面は、書式「注文書(外注加工)」を用いて作成する。 3 3条書面は、電子メールその他の電磁的方法により提供することができる。	用語変更に加え、電磁的方法による交付における相手方の事前承諾要件の撤廃に対応しました。
第13条 記載事項	3条書面には、次の事項を記載する。 (1) 親事業者および下請事業者の名称 (2) 発注した日 (3) 下請事業者の給付の内容(品番、図面番号、数量) (4) 給付を受領する期日および場所 (5) 検査を完了する期日 (6) 下請代金の額および支払期日 (7) 手形を交付する場合は、手形の金額および満期 (8) 有償で支給する材料がある場合は、その品名、数量、対価および決済の方法	3条書面には、次の事項を記載する。 (1) 委託事業者および中小受託事業者の名称 (2) 発注した日 (3) 中小受託事業者の給付の内容(品番、図面番号、数量) (4) 給付を受領する期日および場所 (5) 検査を完了する期日 (6) 製造委託等代金の額および支払期日 (7) 有償で支給する材料がある場合は、その品名、数量、対価および決済の方法	用語変更を行い、手形払いの禁止に伴い手形に関する記載事項を削除しました。
第16条 有償支給材	外注先に材料を有償で支給する場合、その対価は、当該材料を用いた給付に係る下請代金の支払期日より前に支払わせてはならない。	外注先に材料を有償で支給する場合、その対価は、当該材料を用いた給付に係る製造委託等代金の支払期日より前に支払わせてはならない。	法改正に伴い、「下請代金」を「製造委託等代金」へ変更しました。

条項	現行	改定後	改定理由
第19条 不良品の取扱い	受入検査で不良が見つかったときは、直ちに外注先に通知し、手直しまたは代品の納入を求める。 2 下請事業者の責めに帰すべき理由による不良品を返品するときは、受領後速やかに行い、返品の理由を記録する。	受入検査で不良が見つかったときは、直ちに外注先に通知し、手直しまたは代品の納入を求める。 2 中小受託事業者の責めに帰すべき理由による不良品を返品するときは、受領後速やかに行い、返品の理由を記録する。	法改正に伴い、「下請事業者」を「中小受託事業者」へ変更しました。
第21条 受領拒否の禁止	親事業者である当社は、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、給付の受領を拒んではならない。	委託事業者である当社は、中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、給付の受領を拒んではならない。	法改正に伴い、「親事業者」を「委託事業者」へ、「下請事業者」を「中小受託事業者」へ変更しました。
第22条 下請代金の支払期日	下請代金の支払期日は、給付を受領した日から起算して60日以内で、かつ、できる限り短い期間内に定める。 2 支払期日を定めなかったときは、給付を受領した日を支払期日とみなす。	製造委託等代金の支払期日は、給付を受領した日から起算して60日以内で、かつ、できる限り短い期間内に定める。 2 支払期日を定めなかったときは、給付を受領した日を支払期日とみなす。	法改正に伴い、「下請代金」を「製造委託等代金」へ変更しました。
第23条 下請代金の支払方法	~~下請代金は、下請~~事業者の指定する金融機関の口座への振込~~により支払うことを原則とする。~~ ~~2 手形により支払う場合は、手形の満期を60日以内とし、割引料を下請事業者に負担させないよう下請代金の額を定める。~~ ~~3 振込手数料は、下請事業者と書面で合意した場合に限り、下請事業者の負担とすることができる~~。	製造委託等代金は、中小受託事業者の指定する金融機関の口座への振込その他の満額を受け取ることができる方法により支払うものとし、手形等による支払は行わない。 2 振込手数料は、当社の負担とする。	用語変更に加え、手形払いの禁止規定を反映し、振込手数料の当社負担化を行いました。
第24条 下請代金の減額の禁止	親事業者である当社は、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、発注時に定めた下請代金の額を減じてはならない。	委託事業者である当社は、中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、発注時に定めた製造委託等代金の額を減じてはならない。	法改正に伴い、「親事業者」を「委託事業者」へ、「下請事業者」を「中小受託事業者」へ、「下請代金」を「製造委託等代金」へ変更しました。

条項	現行	改定後	改定理由
第25条 返品の禁止	親事業者である当社は、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、給付を受領した後に、その給付に係る物を引き取らせてはならない。	委託事業者である当社は、中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、給付を受領した後に、その給付に係る物を引き取らせてはならない。	法改正に伴い、「親事業者」を「委託事業者」へ、「下請事業者」を「中小受託事業者」へ変更しました。
第26条 買いたたきの禁止	親事業者である当社は、同種または類似の給付に対し通常支払われる対価に比べ著しく低い下請代金の額を不当に定めてはならない。	委託事業者である当社は、同種または類似の給付に対し通常支払われる対価に比べ著しく低い製造委託等代金の額を不当に定めてはならない。 2 当社は、中小受託事業者から価格協議の求めがあったときは誠実に応じるものとし、十分な協議を行わずに一方的に製造委託等代金を決定し、または据え置いてはならない。	用語変更に加え、中小受託事業者との価格協議に応じる義務の新設に対応しました。
第27条 購入・利用強制の禁止	親事業者である当社は、正当な理由がある場合を除き、自己の指定する物を強制して購入させ、または役務を強制して利用させてはならない。	委託事業者である当社は、正当な理由がある場合を除き、自己の指定する物を強制して購入させ、または役務を強制して利用させてはならない。	法改正に伴い、「親事業者」を「委託事業者」へ変更しました。
第28条 有償支給材の早期決済の禁止	親事業者である当社は、有償で支給した材料の対価を、その材料を用いた給付に係る下請代金の支払期日より早い時期に支払わせ、または下請代金から控除してはならない。	委託事業者である当社は、有償で支給した材料の対価を、その材料を用いた給付に係る製造委託等代金の支払期日より早い時期に支払わせ、または製造委託等代金から控除してはならない。	法改正に伴い、「親事業者」を「委託事業者」へ、「下請代金」を「製造委託等代金」へ変更しました。
第29条 不当な経済上の利益の提供要請の禁止	親事業者である当社は、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させることにより、下請事業者の利益を不当に害してはならない。 2 量産を終えた後の金型を、保管費用を支払わずに下請事業者に保管させることは、前項に当たるものとして取り扱う。	委託事業者である当社は、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させることにより、中小受託事業者の利益を不当に害してはならない。 2 量産を終えた後の金型を、保管費用を支払わずに中小受託事業者に保管させることは、前項に当たるものとして取り扱う。	法改正に伴い、「親事業者」を「委託事業者」へ、「下請事業者」を「中小受託事業者」へ変更しました。
第30条 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止	親事業者である当社は、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、給付の内容を変更させ、または給付を受領した後にやり直させてはならない。	委託事業者である当社は、中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、給付の内容を変更させ、または給付を受領した後にやり直させてはならない。	法改正に伴い、「親事業者」を「委託事業者」へ、「下請事業者」を「中小受託事業者」へ変更しました。

条項	現行	改定後	改定理由
第31条 報復措置の禁止	親事業者である当社は、下請事業者が公正取引委員会または中小企業庁長官に違反の事実を知らせたことを理由として、取引の数量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをしてはならない。	委託事業者である当社は、中小受託事業者が公正取引委員会または中小企業庁長官に違反の事実を知らせたことを理由として、取引の数量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをしてはならない。	法改正に伴い、「親事業者」を「委託事業者」へ、「下請事業者」を「中小受託事業者」へ変更しました。
第32条 書類の作成および保存	当社が親事業者となる取引については、下請法第5条に定める書類を作成し、2年間保存する。	当社が委託事業者となる取引については、取適法第5条に定める書類を作成し、2年間保存する。	法改正に伴い、「親事業者」を「委託事業者」へ、「下請法」を「取適法」へ変更しました。
第33条 遅延利息	下請代金を支払期日までに支払わなかったときは、給付を受領した日から起算して60日を経過した日から支払をする日までの期間について、年14.6パーセントの遅延利息を支払う。	製造委託等代金を支払期日までに支払わなかったとき、または正当な理由なく製造委託等代金を減額したときは、給付を受領した日（減額の場合は支払期日）から起算して60日を経過した日から支払をする日までの期間について、年14.6パーセントの遅延利息を支払う。	「下請代金」を「製造委託等代金」に変更し、改正法で新設された減額部分に対する遅延利息支払義務を追加しました。
第36条 教育	調達部 購買課は、外注加工の発注に携わる従業員に対し、下請法に関する研修を年1回以上行う。	調達部 購買課は、外注加工の発注に携わる従業員に対し、取適法に関する研修を年1回以上行う。	法改正に伴い、法令名称を「下請法」から「取適法」へ変更しました。
第37条 点検	管理本部 総務法務課は、年1回、各部門における親事業者としての義務の履行状況を点検し、その結果を取締役会に報告する。	管理本部 総務法務課は、年1回、各部門における委託事業者としての義務の履行状況を点検し、その結果を取締役会に報告する。	法改正に伴い、「親事業者」を「委託事業者」へ変更しました。

※ 取り消し線は削る箇所、下線は加える箇所。改定箇所 24 件。

承認: リーガルチェック(石川 直人 2026/11/29) 事前協議(佐野 美穂 2026/11/29) 管理本部長 決裁(吉岡 隆 2026/11/29)